

証券コード9647
2021年2月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区笹塚1丁目62番11号
株式会社協和コンサルタンツ
代表取締役社長 山 本 満

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施させていただきますが、株主の皆様におかれましては、可能な限り会場へのご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

なお、ご出席に代えて、書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年2月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年2月25日（木曜日）午前10時（受付開始:午前9時30分）

2. 場 所 東京都渋谷区渋谷3丁目29番22号 投資育成ビル

（東京中小企業投資育成株式会社）8階会議室

〔詳しくは最終頁ご案内図をご参照ください。〕

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、予め当社のウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（<https://www.kyowa-c.co.jp/>）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第60期（自2019年12月1日 至2020年11月30日）

事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件

2. 第60期（自2019年12月1日 至2020年11月30日）

計算書類報告の件

決 議 事 項

議 案

剰余金の処分の件

以 上

◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyowa-c.co.jp/>）に掲載させていただきますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記の対策を講じて株主総会を開催いたします。株主の皆様にはご不便、ご面倒をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

記

- ・可能な限り会場へのご来場をお控えいただき、郵送（議決権行使書）による事前行使をお願い申し上げます。
- ・株主の皆様のお席の間隔を広く確保する影響で、例年より座席数が大幅に減少いたします。
- ・ご来場の際はマスクをご着用のうえ、会場備え付けのアルコール消毒液をご利用ください。
- ・当日は、館内1F入館証配布場所に設置するサーモグラフィーにて株主の皆様の体温を計測させていただきます。37.5℃以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りさせていただきます。
- ・本総会の当社スタッフは全員、マスクを着用いたします。
- ・本総会に出席する役員は、飛沫防止対策をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を心よりお祈り申し上げます。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2019年12月1日)
(至 2020年11月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

新型コロナウイルス感染症の影響で悪化した世界経済に持ち直しの動きが見られる中、当連結会計年度におけるわが国経済は、感染症拡大防止に最大限配慮しながらの経済活動が進められ、特別定額給付金やGoToキャンペーンなどの政策効果も加わって、緩やかに持ち直す動きとなりました。しかしながら、厳しい入国制限によるインバウンド需要の大幅な消失などにより、景気の先行きは不透明な状況であります。

一方、建設コンサルタント業界は、国内業務については、橋梁および道路構造物の点検や補修・耐震補強設計業務、砂防施設の健全度調査業務、河川構造物の長寿命化業務、防災関連の都市計画業務など、防災・減災、国土強靱化関連の需要が引き続き高水準で維持されました。また、海外業務については、渡航が制限されており、現地での業務実施方法や業務工程を見直さなければならぬ状況が継続しております。

このような状況下、当社グループの営業面では、人と人の直接的な接触を極力避けつつ、高まる需要に対応して受注量の確保を最優先とする活動を展開しました。また、生産面では、国内業務については、打ち合わせなどの業務の一部に制限を設けましたが、WEBミーティングやリモートワークを積極的に活用することで、感染リスクの低減と生産性の維持を両立する活動を行い、海外業務については、国内でも実施可能な業務とITを活用して遠隔実施する業務に分けるなどの業務工程上の工夫を行うことで、進捗遅延を最小限とする活動を行いました。これらの活動の結果、当社グループは連結受注高、連結売上高ともに前期を上回る成果を上げることができました。このほか、再生可能エネルギー関連の取り組みについては、提案済み顧客に対するフォローアップ営業の継続実施に加え、第9回福島再生可能エネルギー産業フェア（REIFふくしま2020）において当社の小水力発電機を出展し、「魅力溢れる企画賞」を受賞いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高7,409百万円（前年同期比3.7%増）、売上高6,613百万円（前年同期比2.5%増）、経常利益318百万円（前年同期比29.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益174百万円（前年同期比47.0%増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(建設コンサルタント事業)

主力事業であります建設コンサルタント事業は、受注高6,016百万円（前年同期比5.4%増）、売上高5,219百万円（前年同期比4.2%増）、営業利益415百万円（前年同期比24.7%増）となりました。

(情報処理事業)

情報処理事業は、受注高1,389百万円（前年同期比3.0%減）、売上高1,390百万円（前年同期比3.5%減）、営業利益35百万円（前年同期比28.7%減）となりました。

(不動産賃貸・管理事業)

不動産賃貸・管理事業は、当社子会社が主に連結グループ内企業に対してサービスを提供している事業で、受注高3百万円（前年同期比5.0%減）、売上高3百万円（前年同期比5.0%減）、営業利益34百万円（前年同期比4.5%増）となりました。

(注) 上記セグメント別の売上高は、外部顧客に対する売上高のみを表示しております。セグメント別の営業利益は、外部顧客に対する額に加え、セグメント間の額を含めて表示しております。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき事項はありません。

(7) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第57期 2017年11月期	第58期 2018年11月期	第59期 2019年11月期	第60期 (当連結会計年度) 2020年11月期
受 注 高 (百万円)	6,088	6,547	7,144	7,409
売 上 高 (百万円)	5,778	5,917	6,455	6,613
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	184	107	118	174
1株当たり当期純利益 (円)	315.80	184.55	202.79	298.20
総 資 産 (百万円)	6,227	6,029	6,561	6,993
純 資 産 (百万円)	1,953	2,032	2,152	2,305

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第57期 2017年11月期	第58期 2018年11月期	第59期 2019年11月期	第60期 (当期) 2020年11月期
受 注 高 (百万円)	4,862	5,250	5,708	6,016
売 上 高 (百万円)	4,546	4,729	5,010	5,219
当 期 純 利 益 (百万円)	161	76	78	141
1株当たり当期純利益 (円)	276.60	130.00	133.86	242.40
総 資 産 (百万円)	5,552	5,343	5,850	6,228
純 資 産 (百万円)	1,549	1,600	1,658	1,777

(注) 2017年6月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第57期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算出しております。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、社会インフラ整備に関する需要を確実に取り込み、安定した経営基盤を確固たるものとするとともに、コロナ禍においても生産性を維持するシステムづくりを目指します。また、当社グループは総合建設コンサルタント会社として、社会インフラ整備の一翼を担うべく、複雑・多様化する社会のニーズに対応するために継続的な技術力の向上と体制づくりが重要であると考えており、次の6点を新たな対処すべき課題として掲げ、全社一丸となって中長期的な業績向上を目指します。

- | | |
|----------------|--|
| ① (業務効率化の推進) | 無駄を排除して業務効率を高め、収益性の向上を図る |
| ② (働き方改革の推進) | ICTを活用した多様な働き方を創出し、コロナ禍における生産性の維持や人手不足を解消する |
| ③ (人材育成の推進) | 次世代を担うリーダーを育成し、安定して事業を継続する体制を構築する |
| ④ (組織改革の推進) | 部門横断組織の実現に向けた準備・検討を進め、受注機会を逃さない体制を構築する |
| ⑤ (国土交通省業務の推進) | 要求レベルが高い業務へ積極チャレンジし、技術ノウハウの内部蓄積と個々の技術力を研鑽する |
| ⑥ (新規事業の推進) | 再生可能エネルギーを含む周辺事業領域で新たな柱となる事業を創出し、公共事業のみに依存しない安定経営の実現 |

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社は親会社を有していないため、記載すべき事項はありません。

② 重要な子会社の状況（連結子会社）

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ケーイーシー商事	30,000千円	100.00%	不動産賃貸・管理事業
株式会社ケーイーシー・インターナショナル	99,000千円	100.00%	建設コンサルタント事業
株式会社ケー・デー・シー	70,000千円	53.59% (0.50%)	情報処理事業

(注) 議決権比率欄の()内は、間接所有割合(内数)であります。

(10) 主要な事業内容（2020年11月30日現在）

当社グループは、当社及び子会社3社により構成されており、建設コンサルタント事業（都市、港湾、空港等、建設事業全般における事業計画、企画、設計、測量、調査、施工計画、管理）を主要事業としているほか、情報処理事業及び不動産賃貸・管理事業を営んでおります。

事業内容と当社及び子会社の当該事業にかかる位置付け並びに事業の種類別セグメントの関連は、次のとおりです。

区 分	主 要 業 務	主 要 な 会 社
建設コンサルタント事業	国内における調査・設計及び施工管理業務等	当社 (株) ケーイーシー・インターナショナル
	国外における調査・設計及び施工管理業務等	当社 (株) ケーイーシー・インターナショナル
情報処理事業	情報処理サービス業務 人材派遣業務 情報処理機器の販売及びソフトウェアの開発・販売等	(株) ケー・デー・シー
不動産賃貸・管理事業	不動産賃貸、管理業務等	(株) ケーイーシー商事

(11) 主要な事業所等 (2020年11月30日現在)

① 当社

本社 : 東京都渋谷区笹塚1丁目62番11号 KECビル
事業部 : 国際事業部 (東京都渋谷区)
一級建築士事務所 (東京都渋谷区)
支社等 : 東京支社 (東京都渋谷区) 東北支社 (宮城県仙台市)
九州支社 (福岡県福岡市) 技術センター (福岡県糟屋郡志免町)
営業所等 : 関西支店 (大阪府大阪市) 青森営業所 (青森県青森市)
岩手営業所 (岩手県盛岡市) 秋田営業所 (秋田県秋田市)
山形営業所 (山形県山形市) 福島営業所 (福島県郡山市)
相馬営業所 (福島県相馬市) 茨城営業所 (茨城県龍ヶ崎市)
関東営業所 (埼玉県さいたま市) 千葉営業所 (千葉県千葉市)
横浜営業所 (神奈川県横浜市) 新潟営業所 (新潟県長岡市)
山梨営業所 (山梨県甲府市) 中部営業所 (愛知県名古屋市)
豊田営業所 (愛知県豊田市) 豊橋営業所 (愛知県豊橋市)
和歌山営業所 (和歌山県和歌山市) 滋賀営業所 (滋賀県大津市)
兵庫営業所 (兵庫県川西市) 京都営業所 (京都府京都市)
中国営業所 (広島県広島市) 山口営業所 (山口県防府市)
四国営業所 (高知県高知市) 北九州営業所 (福岡県北九州市)
佐賀営業所 (佐賀県佐賀市) 熊本営業所 (熊本県熊本市)
大分営業所 (大分県大分市) 鹿児島営業所 (鹿児島県鹿児島市)
沖縄営業所 (沖縄県浦添市)

② 株式会社ケー・デー・シー

本社 : 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館
支店 : 東日本支店 (東京都港区)
中日本支店 (大阪府大阪市)
西日本支店 (福岡県福岡市)

③ 株式会社ケーイーシー商事

本社 : 東京都渋谷区笹塚1丁目62番11号 KECビル

④ 株式会社ケーイーシー・インターナショナル

本社 : 東京都渋谷区笹塚1丁目62番11号 KECビル

(12) 主要な借入先 (2020年11月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	925,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	300,000
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	200,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	200,000

千円

(13) 従業員の状況 (2020年11月30日現在)

当社グループの従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
211	22増

(注) 従業員数は、臨時従業員を含んでおりません。

当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (年)	平均勤続年数 (年)
161	16増	42.12	11.78

(注) 従業員数は、臨時従業員を含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 2,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 586,100株
(自己株式1,210株を含む)
- (3) 株 主 数 531名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
フ リ ー ジ ア ・ マ ク ロ ス 株 式 会 社	216	37.03
持 山 銀 次 郎	40	6.89
株 式 会 社 デ ジ タ ル ・ メ デ ィ ア 総 合 研 究 所	31	5.30
舌 間 久 芳	26	4.45
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	14	2.39
窪 津 晴 子	9	1.57
山 本 満	8	1.50
諫 山 末 憲	8	1.49
谷 川 崇	8	1.42
天 野 道 子	8	1.40

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年11月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	持山 銀次郎	
代表取締役社長	山本 満	株式会社ケーイーシー商事代表取締役社長 株式会社ケーイーシー・インターナショナル 代表取締役社長
取締役	目黒 清和	専務執行役員統括本部長
取締役	中村 裕一	常務執行役員東京支社長
取締役	森田 義也	常務執行役員東北支社長
取締役	大島 秀二	公認会計士、税理士
取締役	佐々木 ベジ	メディキット株式会社社外監査役 フリージア・マクロス株式会社取締役会長 技研ホールディングス株式会社代表取締役 技研興業株式会社取締役会長 夢見つけ隊株式会社代表取締役 株式会社ピコイ代表取締役 株式会社セキサク代表取締役 Daito Me Holdings Co., Ltd. 理事長 フリージアホールディングス株式会社代表取 締役 株式会社ユタカフードパック代表取締役 ソレキア株式会社取締役
取締役	西尾 貢	技研興業株式会社取締役 同社土木事業本部工事部門本部長 ソレキア株式会社社外取締役 日動技研株式会社取締役 川崎建鉄株式会社取締役
取締役	河野 茂樹	技研興業株式会社執行役員 同社土木事業本部東北営業所長
常勤監査役	山本 信孝	株式会社ケーイーシー商事監査役 株式会社ケーイーシー・インターナショナル 監査役 株式会社ケー・デー・シー監査役
監査役	古川 龍一	弁護士

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
監 査 役	奥山 一寸法師	フリージア・マクロス株式会社代表取締役社長 フリージアトレーディング株式会社代表取締役社長 フリージア・オート技研株式会社代表取締役 Daito Me Holdings Co.,Ltd総経理 ソレキア株式会社監査役

- (注) 1. 取締役大島秀二氏、同佐々木ベジ氏、同西尾貢氏及び同河野茂樹氏は、社外取締役であります。大島秀二氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役古川龍一氏及び同奥山一寸法師氏は、社外監査役であります。古川龍一氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 代表取締役社長は、執行役員を兼務しております。
4. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
- 退任
取締役田中知郷氏は、2020年2月27日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
- 就任
取締役森田義也氏、同西尾貢氏及び同河野茂樹氏は、2020年2月27日開催の第59回定時株主総会で選任され就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	8名	114,062千円	
監 査 役	3名	8,287千円	
合 計	11名	122,350千円	

- (注) 1. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額10,612千円（取締役9,862千円、監査役487千円）を含んでおります。
3. 上記支給額のほか、2020年2月27日開催の第59回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任社外監査役1名に対して、525千円支払っております。なお、当金額の中には、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金の繰入額262千円が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、2001年2月27日開催の第40回定時株主総会において月額20百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、1991年2月27日開催の第30回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役大島秀二氏が兼職しているメディキット株式会社と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役佐々木ベジ氏は、フリージア・マクロス株式会社の取締役会長を兼務しており、同社は当社の議決権の37.11%を所有する筆頭株主のその他の関係会社であります。なお、同氏が兼職しているその他の法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役西尾貢氏は、フリージア・マクロス株式会社が主要株主である筆頭株主のソレキア株式会社の社外取締役を兼務しております。また、同氏は社外取締役佐々木ベジ氏が代表取締役である技研ホールディングス株式会社のグループ会社2社（技研興業株式会社、日動技研株式会社）の取締役を兼務しております。なお、同氏が兼職している上記2社及びその他の法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役河野茂樹氏は、社外取締役佐々木ベジ氏が代表取締役である技研ホールディングス株式会社のグループ会社（技研興業株式会社）の執行役員を兼務しております。なお、同社と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役古川龍一氏には、重要な兼職先はありません。

社外監査役奥山一寸法師氏は、フリージア・マクロス株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社の議決権の37.11%を所有する筆頭株主のその他の関係会社であります。なお、同氏が兼職しているその他の法人等と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	大島 秀二	当事業年度開催の取締役会への出席率は86%で、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有益な指摘・意見を述べております。
取締役	佐々木 ベジ	当事業年度開催の取締役会への出席はありませんが、取締役会以外の場において、経営者としての幅広い見識と豊富な経験から、当社の経営上有益な指摘・意見を述べております。
取締役	西尾 貢	当事業年度において、社外取締役就任後開催の取締役会への出席率は80%で、主に経営者としての幅広い見識と豊富な経験から、当社の経営上有益な指摘・意見を述べております。
取締役	河野 茂樹	当事業年度において、社外取締役就任後開催の取締役会への出席率は100%で、主に土木・建築業界で培った豊富な知識と経験から、当社の経営上有益な指摘・意見を述べております。
監査役	古川 龍一	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%で、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有益な指摘・意見を述べております。
監査役	奥山 一寸法師	当事業年度開催の取締役会への出席率は71%、監査役会への出席率は50%で、主に経営者としての幅広い見識と豊富な経験から、必要に応じ、当社の経営上有益な指摘・意見を述べております。

(注) 取締役佐々木ベジ及び監査役奥山一寸法師の両氏は、重要な兼職先である他社数社において役員を兼務していることもあり、取締役会への出席が困難な場合があります。当社は、取締役会に出席できない取締役に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えています。また、両氏は豊富な経営経験を生かし、取締役会以外においても当社代表取締役等と意見交換の場を持って、当社の経営に関して、適宜指摘や助言を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意であり重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、社外取締役大島秀二氏、同佐々木ベジ氏、同西尾貢氏、同河野茂樹氏、社外監査役古川龍一氏及び同奥山一寸法師氏との間で責任限定契約を締結しております。

④ 報酬等の額

社外役員 6名 10,537千円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できませんので、上記報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が決定されたものであることを確認し、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

5. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めるため、「倫理・コンプライアンス規定」を維持し、同規定に定められた行動規範に従い、社内研修等を通じて、コンプライアンス体制の維持、向上に努めております。

子会社は、当社の「倫理・コンプライアンス規定」と同等の規定を制定することで、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めております。

内部監査室は、「内部監査規定」に基づき、当社及び子会社の社内業務が法令及び定款に合致して適切に実施されているかを定期的に監査しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規定」その他社内規定に定めるところに従って適切に保存し管理しております。また、必要に応じて、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持するとともに適時適切に規定の見直しを図っております。

③ 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社は、事業活動全般に係る様々なリスク、または不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるため、「リスク管理規定」に準じ、体制の整備と運用を図っております。

子会社は、当社の「リスク管理規定」と同等の規定を制定することで、事業活動全般に係る様々なリスク、または不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるための手段を講じております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則月1回開催の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について効率的で迅速な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況を監督し、取締役の職務遂行の効率化を確保しております。

また、取締役会のほか、取締役と執行役員の一部で構成される常務会を、原則月1回開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき、営業戦略、生産管理及び経営管理事項に関する審議を行うとともに、取締役と執行役員で構成される執行役員会を原則月1回開催

し、取締役会の方針に基づき、業務執行方針・計画等、事業部経営執行全般に関する諸問題の報告・審議等を行い、迅速かつ的確で効率的な意思決定による職務執行を確保する体制を維持しております。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規定」に従い、子会社及び関係会社に対し、その自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理に努めております。また、当社グループは関係会社管理会議を原則月1回開催し、グループ経営の一体化を維持しております。
内部監査室は、当社グループ各社に対しても、「内部監査規定」を準用して定期的に監査を実施しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、当社は、事前に監査役会と十分な意見交換を行い、その意見を考慮して適切に対応しております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保
監査役がその職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下でのみ業務を遂行しております。なお、当該使用人の任命及び評価については、監査役の意見を尊重して決定しております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社及び子会社の取締役または使用人は、当社グループに著しい影響を及ぼす事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為、その他これに準ずる事実並びにその恐れのある事実を知った場合、遅滞なく監査役に報告しております。また、内部監査室は、内部監査の過程において検出された上記事項の監査結果を監査役に報告しております。報告を受けた監査役は、監査役会の招集を要請し、その事実を遅滞なく報告しております。
- ⑨ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要であると認められた場合に限り、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- ⑩ その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会のほか、会社の各会議に出席できるものとします。また、代表取締役及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行っております。その他、取締役、会計

監査人及び使用人は、監査役の監査の実効性を確保するため、全面的に協力しております。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築し、それらを適切に整備・運用しております。

⑫ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、一切関係を持っておりません。

また、不当要求等の問題が発生した場合には、警察及び関係機関や弁護士との連携を緊密に行い対応にあたります。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社および当社グループ会社は、上記に記載した「業務の適正を確保するための体制」を整備しており、その運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社および当社グループ会社のコンプライアンスは適正に維持されております。なお、法令違反や不正行為等の未然防止を目的として運用しております内部通報システムへの通報件数も0件でありました。

② リスク管理体制

当社および当社グループ会社の事業環境におけるリスクの識別、分析、評価は網羅的に実施されており、事業活動全般に係るリスクコントロール（リスクの受容、低減、移転、回避）は適切になされております。

③ 取締役の職務の執行

取締役は、取締役会のほか、取締役と執行役員の一部で構成される常務会および取締役と執行役員で構成される執行役員会において適時適切な報告を受けることで、迅速かつ適正な意思決定を行っております。また、取締役の職務の執行に関するトレーサビリティを可能とするため、その内容は「文書管理規定」の定めに従い、適切に保存・管理されております。

④ 監査役の職務の執行

監査役は、内部監査室や会計監査人と密接に連携を図ることで内外の情報を取得し、取締役会において常時第三者的立場で取締役の職務の執行に係る監視機能を果たしております。また、監査役の職務の執行に関するトレーサビリティを可能とするため、その内容は「文書管理規定」の定めに従い、適切に保存・管理されております。

⑤ グループ会社管理

定期的に行われる関係会社管理会議において、業績予実、役員会事案、リスク情報がグループ各社役員に共有化されており、グループ経営の透明性が確保されております。

⑥ 財務報告の信頼性確保

内部監査の結果、財務報告の信頼性に疑義の生じる不適合は検出されておられません。

本事業報告では、金額及び株式数については、表示単位未満の数値を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,410,918	流動負債	3,763,508
現金及び預金	3,118,370	業務未払金	312,038
受取手形・完成業務未収入金等	934,478	短期借入金	1,700,000
未成業務支出金	1,284,049	1年内返済予定の長期借入金	20,000
その他の	74,019	リース債務	37,947
		未払金	196,996
		未払法人税等	100,872
		未成業務受入金	1,072,798
		受注損失引当金	1,487
		その他の	321,367
固定資産	1,582,176	固定負債	924,513
有形固定資産	779,174	長期借入金	405,000
建物及び構築物	145,604	リース債務	63,974
土地	526,435	役員退職慰労引当金	162,748
リース資産	72,220	退職給付に係る負債	289,508
その他の	34,914	その他の	3,282
無形固定資産	178,039	負債合計	4,688,022
借地権	91,594	純資産の部	
ソフトウェア	59,198	株主資本	2,158,390
リース資産	25,774	資本金	1,000,000
その他の	1,471	資本剰余金	250,000
投資その他の資産	624,962	利益剰余金	910,459
投資有価証券	22,051	自己株式	△2,068
繰延税金資産	154,039	その他の包括利益累計額	△1,351
退職給付に係る資産	26,223	その他有価証券評価差額金	1,177
保険積立金	351,964	退職給付に係る調整累計額	△2,529
長期未収入金	38,040	非支配株主持分	148,032
その他の	70,683	純資産合計	2,305,071
貸倒引当金	△38,040	負債及び純資産合計	6,993,094
資産合計	6,993,094		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年12月1日)
(至 2020年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,613,406
売上原価	5,020,278
売上総利益	1,593,127
販売費及び一般管理費	1,269,617
営業利益	323,509
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,193
受取家賃	8,837
雇用調整助成金	13,208
雑収入	4,187
営業外費用	
支払利息	30,095
雑支出	2,048
経常利益	318,793
税金等調整前当期純利益	318,793
法人税、住民税及び事業税	143,653
法人税等調整額	△10,372
当期純利益	185,512
非支配株主に帰属する当期純利益	11,092
親会社株主に帰属する当期純利益	174,420

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年12月1日)
(至 2020年11月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,000,000	250,000	753,587	△2,005	2,001,582
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△17,547		△17,547
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			174,420		174,420
自 己 株 式 の 取 得				△63	△63
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			156,872	△63	156,808
当 期 末 残 高	1,000,000	250,000	910,459	△2,068	2,158,390

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	6,567	900	7,468	143,224	2,152,274
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△17,547
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					174,420
自 己 株 式 の 取 得					△63
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△5,389	△3,430	△8,819	4,808	△4,011
当 期 変 動 額 合 計	△5,389	△3,430	△8,819	4,808	152,797
当 期 末 残 高	1,177	△2,529	△1,351	148,032	2,305,071

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社の数…………… 3社
 - 連結子会社……………(株)ケーイーシー商事、(株)ケーイーシー・インターナショナル、
(株)ケー・デー・シー
2. 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用会社はありません。
3. 連結子会社の事業年度に関する事項
 - 連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有 価 証 券
 - その他有価証券 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - ② デ リ バ テ ィ ブ……………時価法
 - ③ た な 卸 資 産
 - 未成業務支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法
 - ① 有 形 固 定 資 産……………定率法
 - （リース資産を除く）
 - なお、1998年4月1日以降に取得した建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - ② 無 形 固 定 資 産……………定額法
 - （リース資産を除く）
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - 市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年）における見込販売数量に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 受注損失引当金……………受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において見込まれる未成業務の損失額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用につきましては、発生時の連結会計年度に一括費用処理しております。

数理計算上の差異につきましては、発生時の翌連結会計年度に一括費用処理しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

当連結会計年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過している退職給付制度については、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段……………金利スワップ
 - ヘッジ対象……………借入金
- ③ ヘッジ方針……………将来の金利変動によるリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を導入しております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………基本的にヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同じであり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動、またはキャッシュ・フロー変動を相殺しているヘッジ取引につきましては、有効性の評価を省略しております。それ以外のヘッジ取引につきましては、ヘッジ取引開始時の予定キャッシュ・フローと判定時点までの実績キャッシュ・フローの累計との差異を比較する方法によっております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		609,099千円
2. 担保に供している資産	預 金	237,258千円
	建 物	131,350千円
	土 地	525,942千円
	投資有価証券	5,830千円
	差入保証金	50,800千円
	保険積立金	184,291千円
	合 計	1,135,472千円
上記に対応する債務	短期借入金	1,300,000千円
	長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	425,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式数	普通株式	586,100株
2. 当連結会計年度末における自己株式数	普通株式	1,210株
3. 配当金支払額		

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2020年 2月27日 定時株主総会	普通株式	17,547	30.00	2019年 11月30日	2020年 2月28日

4. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年 2月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	17,546	30.00	2020年 11月30日	2021年 2月26日

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産とし、また、資金調達については銀行借入れによる間接金融のほか、社債の発行による直接金融により行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売上債権である受取手形・完成業務未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されており、経営管理室を中心に回収状況をモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。四半期毎に時価や取引先企業の財政状態等を把握する体制としております。

仕入債務である業務未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、主として決算日後5年以内に返済期を迎えるものです。営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されており、当社グループは、適時に資金計画を作成・更新し、その資金計画に応じた適切な預金残高を維持することにより管理しています。長期借入金については、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価等については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」4.(5)「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

2.金融商品の時価等に関する事項

2020年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,118,370	3,118,370	—
(2) 受取手形・完成業務未収入金等	934,478	934,478	—
(3) 投資有価証券	22,051	22,051	—
資産計	4,074,900	4,074,900	—
(4) 業務未払金	312,038	312,038	—
(5) 短期借入金	1,700,000	1,700,000	—
(6) 未成業務受入金	1,072,798	1,072,798	—
(7) 長期借入金	425,000	424,994	△5
負債計	3,509,836	3,509,830	△5

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成業務未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(4) 業務未払金、(5) 短期借入金、(6) 未成業務受入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を借入期間に応じた利率により割り引いた現在価値によっております。また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 長期借入金に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,687円94銭
2. 1株当たり当期純利益	298円20銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,856,500	流動負債	3,609,075
現金及び預金	2,777,017	業務未払金	347,859
受取手形・完成業務未収入金等	787,062	短期借入金	1,700,000
未成業務支出金	1,212,902	1年内返済予定長期借入金	20,000
前払費用	38,930	リース債務	29,395
その他	40,587	未払金	138,043
		未払費用	211,195
		未払法人税等	78,126
		未成業務受入金	1,069,041
		預り金	14,046
		受注損失引当金	1,368
固定資産	1,372,380	固定負債	842,196
有形固定資産	207,343	長期借入金	405,000
建物	50,290	リース債務	44,466
構築物	284	退職給付引当金	263,486
器具備	17,198	役員退職慰労引当金	126,331
土地	94,868	その他	2,912
リース資産	44,700	負債合計	4,451,271
無形固定資産	80,317	純資産の部	
借地権	10,000	株主資本	1,776,430
ソフトウェア	45,140	資本金	1,000,000
リース資産	25,177	資本剰余金	261,662
投資その他の資産	1,084,718	資本準備金	261,662
投資有価証券	22,051	利益剰余金	516,836
関係会社株式	265,781	その他利益剰余金	516,836
関係会社長期貸付金	130,000	別途積立金	150,000
繰延税金資産	133,331	繰越利益剰余金	366,836
前払年金費用	27,420	自己株	△2,068
差入保証金	213,607	評価・換算差額等	1,177
保険積立金	292,276	その他有価証券評価差額金	1,177
長期未収入金	34,626	純資産合計	1,777,608
その他	250	負債及び純資産合計	6,228,880
貸倒引当金	△34,626		
資産合計	6,228,880		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年12月1日)
(至 2020年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,219,465
売上原価	3,924,337
売上総利益	1,295,128
販売費及び一般管理費	1,045,758
営業利益	249,369
営業外収益	
受取利息及び配当金	10,276
受取家賃	8,837
雇用調整助成金	5,055
雑収入	3,115
営業外費用	
支払利息	29,913
雑支出	2,044
経常利益	244,695
税引前当期純利益	244,695
法人税、住民税及び事業税	112,369
法人税等調整額	△9,453
当期純利益	141,779

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年12月1日)
(至 2020年11月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
			別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	1,000,000	261,662	150,000	242,604
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△17,547
当 期 純 利 益				141,779
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計				124,232
当 期 末 残 高	1,000,000	261,662	150,000	366,836

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△2,005	1,652,261	6,567	1,658,829
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△17,547		△17,547
当 期 純 利 益		141,779		141,779
自 己 株 式 の 取 得	△63	△63		△63
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△5,389	△5,389
当 期 変 動 額 合 計	△63	124,168	△5,389	118,779
当 期 末 残 高	△2,068	1,776,430	1,177	1,777,608

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金……………個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

なお、1998年4月1日以降に取得した建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 受注損失引当金……………受注業務に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において見込まれる未成業務の損失額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産見込額に基づき計上しております。
- 退職給付見込額の……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間帰属方法……………期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- 過去勤務費用の……………過去勤務費用については、発生の事業年度に一括費用処理しております。
- 費用処理方法……………
- 数理計算上の差異の……………数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。
- 費用処理方法……………
- ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱が連結貸借対照表と異なります。
- なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過している退職給付制度については、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……………特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段……………金利スワップ
- ヘッジ対象……………借入金
- (3) ヘッジ方針……………将来の金利変動によるリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を導入しております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………基本的にヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同じであり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動、またはキャッシュ・フロー変動を相殺しているヘッジ取引につきましても、有効性の評価を省略しております。それ以外のヘッジ取引につきましても、ヘッジ取引開始時の予定キャッシュ・フローと判定時点までの実績キャッシュ・フローの累計との差異を比較する方法によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		182,871千円
2. 関係会社に対する債権債務		
関係会社に対する長期金銭債権		321,170千円
関係会社に対する短期金銭債務		61,465千円
3. 担保に供している資産	預建土投資差保合	237,258千円
	金物地	41,062千円
	地	94,868千円
	証券	5,830千円
	金	50,800千円
	積立	184,291千円
	計	614,110千円
上記に対応する債務	短期借入金	1,300,000千円
	長期借入金	425,000千円
	(一年内返済予定	
	長期借入金を含	
	む)	

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引高	外注高	229,777千円
	販売費及び一般管理費	37,207千円
2. 関係会社との営業取引以外の取引高	受取利息	1,898千円
	受取配当金	7,188千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式数

普通株式

1,210株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	72,283千円
役員退職慰労引当金	38,682千円
減損損失	2,035千円
有価証券評価損	5,148千円
未払費用	49,836千円
その他有価証券評価差額金	△187千円
その他	25,411千円
繰延税金資産小計	193,211千円
評価性引当金	△59,880千円
繰延税金資産合計	133,331千円

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社の名称	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
子会社	株式会社 ケー・デー・シー	直接 53.09 間接 0.50	業務委託 役員の兼任	業務委託 (注1)	46,354	業務未払金	7,957
子会社	株式会社 ケーイーシー商事	直接 100.00	不動産賃借 資金の貸付 役員の兼任	不動産賃借、管理 (注1) 資金の返済 利息の受取 (注2) 保証金の差入	61,636 — 1,898 —	— 長期貸付金 — 差入保証金	— 130,000 — 191,170
子会社	株式会社 ケーイーシー・ インターナショナル	直接 100.00	業務委託 役員の兼任	業務委託 (注1)	158,994	業務未払金	52,567

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託等については、他の取引事例と同様に当社の算定価格に基づき、個別交渉にて決定しております。

(注2) 利息の受取につきましては市中相場を基に決定した条件によっております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,039円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 242円40銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年1月15日

株式会社 協和コンサルタンツ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 浩明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉岡 昌樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社協和コンサルタンツの2019年12月1日から2020年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社協和コンサルタンツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年1月15日

株式会社 協和コンサルタンツ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 浩明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉岡 昌樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社協和コンサルタンツの2019年12月1日から2020年11月30日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年12月1日から2020年11月30日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年1月15日

株式会社協和コンサルタンツ	監査役会
常勤監査役	山本信孝 ㊟
監査役(社外監査役)	古川龍一 ㊟
監査役(社外監査役)	奥山一寸法師 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第60期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、17,546,700円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年2月26日といたしたいと存じます。

以 上

第60回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷3丁目29番22号 投資育成ビル
(東京中小企業投資育成株式会社) 8階会議室

交 通 JR山手線・埼京線、東急東横線・田園都市線、京王井の頭線、
東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線の渋谷駅下車 徒歩約10分

渋谷駅 C2番出口より徒歩約6分

渋谷駅新南口（JR埼京線ホーム内）より恵比寿方面へ徒歩約2分



1階ロビーで入館証をお受け取りください。
※会場は午前9時30分以前にご入館できません。